

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第20回農業委員会総会議事録

令和7年2月27日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	6	千葉 義則	委員
	7	荒田由紀野	委員

## 第 20 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 7 年 2 月 27 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸  
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕（欠席）  
 佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明  
 佐呂間町農業委員会農地係長 藤田 真紗美

### 5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎		
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
		12	田中 裕二
		13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹

### 6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
4	山口 浩之	9	平川 智司
5	田村 通啓		

### 7. 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について  
 議 案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議 案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定  
 について  
 議 案第 4 号 佐呂間町農地移動適正化あっせん基準について  
 議 案第 5 号 現況証明願について  
 協議事項第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）について  
 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

事務局 長	<p>只今から、第 20 回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 13 名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、6 番千葉委員さん、7 番荒田委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p> <p>番号 1 土地の所在が北 401 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 15,518 m<sup>2</sup>、届出者 幸町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 5 月 7 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p> <p>番号 2 土地の所在が川西 341 番 1 外 21 筆、現況地目畑が 94,696 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 68,577 m<sup>2</sup>、合計面積 163,273 m<sup>2</sup>、届出者 川西 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 3 月 21 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。</p> <p>番号 1 土地の所在が知来 398 番 4 外 20 筆、現況地目畑が 34,585 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 117,433 m<sup>2</sup>で合計面積 152,018 m<sup>2</sup>、所有者が●●●●さん、令和 6 年 12 月 4 日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1~5 ページ)の土地です。対象地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、富武知来間道路付近●●●●宅周辺の土地となります。</p> <p>現況及び経過について説明いたします。 対象地のひとつの(3 ページ)の住宅周辺の牧場には、昭和 10 年頃に牛舎を建築さ</p>

れ、その後に増築、親から引き継いだ時にはすでに使っていました。また、所有者の●●●さんが平成16年に堆肥舎などを建築したとのことです。

農業者が牧場に農業用施設を建設することは農地法4条及び5条の転用の許可は必要ありません。

また、住宅周辺以外の牧場(2ページ)は、住宅から650mほど離れ、その町道の横路から育成牛が通る幅の通路を100mほど登りますが、作業機が通れるような道路となっていないため、現在、育成牛も放牧していない状態です。

(2ページ)の富士知来間道路付近の畑の側には川が流れているため、何度となく大雨の際に川が氾濫し畑のほとんどが原野化した状態となっています。

(4ページ)の知来西興生沢道路付近の畑は、防風林に囲まれているために、大型作業機が通ることができず、雑木が生えている状態です。

所有者には農地法について説明していく中で、農業委員会の農地台帳上、現況地目を畑や牧場から雑種地へ農地補正することとしました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
何か質問等、ありませんでしょうか。  
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  
各 委 員 員 長  
議 長 議案第1号は原案どおり決定いたします

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号1  
土地の所在が共立695番2、現況地目畑で面積2,649.47㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者が世帯員4名、経営状況はトラクター7台、ショベル1台、トラック2台、乳牛80頭、育成牛40頭を所有、経営面積は、781,066.04㎡です。30年間の使用貸借です。  
この案件につきましては、2月6日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。  
図面で説明いたしますと、(6ページ)です。  
申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近、共立55号道路沿いの土地となっています。  
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
何か質問等、ありませんでしょうか。  
議 各 委 員 員 長  
議 長 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  
———異議なし———  
議案第2号は原案どおり決定いたします

議 長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、北見市 ●●●●、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園 340 番 A 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 50,537 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 2 月 28 日から 5 年間、賃貸料は年額 193,000 円、10 a 当たり 3,800 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 2 月 5 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと (7 ページ) の土地です。

申請地につきましては、中園 15 線道路、武士 39 号道路沿いの土地となります。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 172 番 1 外 6 筆、現況地目、畑が 119,982 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 18,567 m<sup>2</sup>で合計面積 138,549 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 2 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 400,000 円、10 a 当たり 2,900 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 1 月 20 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと (8 ページ) です。

申請地につきましては、西富 6 線道路、富丘 31 号道路沿いの土地となります。

以上です。

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議長

———異議なし———

議案第 3 号は原案どおり決定いたします

各委員

議長

議案第 4 号 佐呂間町農地移動適正化あっせん基準の変更についてこのことについて、事務局の説明を求めます。

議長

議案第 4 号 佐呂間町農地移動適正化あっせん基準の変更について、佐呂間町農地移動適正化あっせん基準を別紙のとおり、変更したいので審議願います。

事務局

昭和 62 年 10 月 27 日付農調第 1242 号北海道農務部長通達に基づきあっせん事業を実施していますが、令和 5 年 5 月 17 日付け農調第 203 号で北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正になったことから、本町の農地移動適正化あっせん基準も別紙のとおり見直しします。

基準見直しの要点としては、

○農用地等の権利を取得させるべき者については、中間管理機構となる農地保有合理化法人などの文言を削除

○地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の基盤強化法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する利用権の設定等についてのあっせんの申し出等があった場合には、農地中間管理機構の活用を促す記載を追加

		以上です。
議 各 議	長 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第4号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第5号 現況証明願いについて このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第5号 現況証明願いについて、 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。  番号1. 土地の所在が若里6番14、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積4,717㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 若里 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 この案件については平成8年4月26日付けで農地法第5条の転用にて許可済みです。今回登記の変更が必要とのことによる現況証明願となります。 また、1月24日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(9ページ)です。申請地は、円山牧野道路沿いの土地となります。  以上です。
議 各 議	長 委 員 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第4号は原案どおり決定いたします
議	長	協議事項第1号 農業経営基盤強化法に基づく地域計画(案)に係る意見協議について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		協議事項第1号 農業経営基盤強化法に基づく地域計画(案)に係る意見協議について 佐呂間町長より、農業経営基盤強化促進法、第19条の規定による地域計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき意見を求められましたので、協議願います。  今般、農業経営基盤強化促進法が改正され、佐呂間町において作成していました「人・農地プラン」の法定化に伴い、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用のすがたを明確化する「地域計画」を定めることになっています。 地域計画(案)をお配りさせていただいておりますので、内容等につきましてご協議願いたいと思います。 よろしく審議のほどお願いいたします。  以上です。

議  
各  
議

委

長  
員  
長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  
———異議なし———  
協議事項第1号は原案どおり決定いたします

議  
各  
議

委

長  
員  
長

各委員さんの方から何かありませんか。  
———ありません———  
なければ第20回農業委員会総会を終ります。

